

一般社団法人日本スキンバンクネットワーク

定款施行細則

第1章 運 営

第1条 一般社団法人日本スキンバンクネットワーク定款の施行に当り、定款に定め
た以外の事項については施行細則に従うものとする。

第2章 会 費

第2条 この法人の会費は、次に掲げる額とする。

正会員

正会員会費は基礎年会費と同種皮膚の使用頻度による実績会費とする。

基礎年会費は移植の実施にかかわらず①の金額を年度内の12月末日までに納入す
るものとする。

実績会費は基礎年会費とは別に、②の額を使用実績に基づき、その都度納入する
ものとする。

正会員費

①基礎年会費	100,000 円
②実績会費	成人への移植： 移植 1 回×770,000 円
	小児(16 歳未満)： 移植単位(1 単位約 100 cm ²)×77,000 円

賛助会員

賛助会員年会費

賛助会員（法人）	1 口	50,000 円（1 口以上）
賛助会員（個人）	1 口	10,000 円（1 口以上）

個人会員

個人会員会費 0 円

第3条 未入会施設に対する出庫に関しては、人道的な立場から代表理事の判断で同
種凍結皮膚を出庫できるが、未入会施設の使用責任者および病院長による入会
誓約書への署名を必須とする。

第4条 正当な理由なくして、基礎年会費及び実績会費が納入されていない施設には、
同種凍結皮膚の出庫は行わないものとする。

第3章 入 会

第5条 施設会員は、原則として熱傷専門医認定研修施設であり、かつ熱傷専門医がいる施設であること。ただし、理事会の承認がある場合は、此の限りではない。

第6条 この法人に入会する際には、基礎年会費および実績会費の支払いに同意する旨の文書に署名し、事務局に提出するものとする。

2012年6月1日 改訂

2016年5月30日 改訂

2018年5月18日 改訂

2023年4月1日 改訂